

**[検討事項]**       全ての会議の原則公開

## 1. 考え方について

議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、議会が開催する各種会議は公開するよう努める。

## 2. 福島市議会の状況

## ○協議又は調整を行うための場

- ・議会改革検討会

※設置要綱・・・第 8 条 検討会の会議は、公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- ・福島市議会農業委員推薦に関する検討会

※設置要綱・・・第 8 条 検討会の会議は、公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

## ○法定外会議等

- ・各派代表者会
- ・常任委員協議会
- ・特別委員協議会
- ・特別委員会理事会
- ・全員協議会

## 3. 参考条文、参考事例等

## ○伊賀市 第 6 条（市民参加及び市民との連携）

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。

## ○上越市 第 7 条（情報の共有及び公開）

3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。

## ○所沢市 第 6 条（市民参加及び市民との連携）

議会は、会議を原則公開とする。

## ○四日市市 第 21 条（会議の公開）

議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び各派代表者会議その他の議会内会議を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。